

出雲圏域水害・土砂災害に関する
減災に向けた地域の取組方針

平成30年3月19日

令和3年7月1日改正

令和4年6月24日改正

令和5年6月14日改正

出雲圏域水害・土砂災害に関する減災対策協議会

〔 出雲市、国土交通省出雲河川事務所
気象庁松江地方气象台、島根県出雲県土整備事務所 〕

目 次

1. はじめに
2. 本協議会の委員
3. 減災のための目標
4. 概ね5年で実施する取組
5. フォローアップ

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生する事態となりました。今後も気候変動の影響により、このような河川施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されます。

こうした背景から、平成 27 年 12 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」の答申があり、国土交通省において、施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、新たに、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」を取りまとめました。

このビジョンに基づき、県内の一級河川については、直轄管理区間を対象として、平成 28 年に国・県・沿川市町等と協働で減災対策協議会を設立し、減災のための取組を推進しているところです。

そのような中、平成 28 年 8 月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道や東北地方の中小河川で甚大な被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では、要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生しました。

これを機に、平成 29 年 1 月、社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対し「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」として、都道府県管理河川においても、河川管理者と市町村長等による減災対策協議会の設置の促進等が答申され、平成 29 年 6 月に施行された改正水防法では大規模氾濫減災対策協議会制度が創設されたところです。

これを踏まえ、県管理河川においても、国・県・市などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、その対策を計画的に推進する「出雲圏域県管理河川に関する減災対策協議会」を平成 29 年度に設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととしました。

本協議会では、出雲圏域の氾濫特性を踏まえた洪水被害に対する減災対策について各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」を取りまとめたところです。

今後は、毎年出水期前に進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととします。

令和 4 年度からは、土砂災害への対応を含め「出雲圏域水害・土砂災害に関する減災対策協議会」としてさらに取り組みの共有を図ります。

2. 本協議会の委員

本協議会の委員とそれぞれの委員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりです。

構成機関	委員
出雲市 国土交通省 中国地方整備局 気象庁 島根県	市長 出雲河川事務所長 松江地方気象台長 出雲県土整備事務所長
オブザーバー	
島根県 防災部 防災危機管理課 島根県 土木部 河川課 島根県 土木部 砂防課 国土交通省 中国地方整備局 河川部	

3. 減災のための目標

本協議会で概ね5年（令和8年度まで）で達成すべき目標は以下のとおりとします。

【5年間で達成すべき目標】

中小河川等の洪水被害・土砂災害に対し、「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」、「地域社会機能の継続性を確保すること」を目指す。

また、上記目標達成に向け以下の取組を実施します。

1. 水害・土砂災害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現
2. 要配慮者利用施設における確実な避難
3. 被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る

4. 概ね5年で実施する取組

河川氾濫や土砂災害が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりです。

■ 水害・土砂災害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
1	想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図の作成・周知 ・R6年度出水期までに全ての県管理河川に関する想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を作成・公表	神戸川(県管理)以外の県管理河川	R6年度出水期までに実施	島根県
2	水害・土砂災害ハザードマップの改良・周知 ・現行のハザードマップの内容について、出前講座等で周知を図るとともに、新たに作成する浸水想定区域図等の更新および住民周知	圏域	継続	島根県 出雲市
3	避難情報の発令に着目した水害・土砂災害対応タイムラインの策定 ・作成したタイムラインについて、訓練や実洪水等により適宜見直し ・土砂災害に関するタイムラインの作成・運用	圏域	継続	協議会全体
4	洪水時・土砂災害における河川管理者・気象台からの情報提供(ホットラインの定着を含む) ・出水期前に情報伝達訓練等を実施することで連絡体制等の定着を図る 【課題】 実施状況を記録として残し、タイムラインの見直しに活用	圏域	継続	島根県 出雲市 気象台

5	避難情報の発令判断を的確に行うための水防情報・土砂災害危険度情報等提供の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災気象情報の改善 ・ 水防情報システムの更新・運用 ・ 土砂災害危険度情報の運用・周知 	圏域	継続	島根県 気象台
6	水害リスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水被害が発生するなど住民の避難行動を促すため、新たにカメラ等を整備 	県管理河川	継続	島根県 出雲市
7	住民の水防災・土砂災害意識の向上に資する出前講座や広報紙を活用した防災知識の普及や訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座の開催や広報誌等により防災知識の普及を図る ・ 出前講座等を活用し、マイタイムライン等の普及を図る【追加】 	圏域	継続	協議会全体
8	水害リスクの高い重要水防区域、危険な箇所の共同点検 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出水期前に関係機関での重要水防区域、危険な箇所の情報共有と共同点検の実施 	県管理河川	継続	島根県 出雲市
9	水害・土砂災害危険性の周知促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座等により過去の浸水状況を周知するとともに、浸水想定区域図やハザードマップ等を活用した水害・土砂災害危険性を周知 	圏域	継続	島根県 出雲市

■ 要配慮者利用施設における確実な避難

	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
10	<p>要配慮者利用施設の管理者が策定する避難確保計画作成及び訓練実施の支援（水害・土砂災害）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな浸水想定区域図に基づき、浸水想定区域図内の要配慮者利用施設の見直しを行うとともに、出前講座や避難確保計画作成・訓練実施等を支援 	圏域	継続	協議会全体

■ 被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る

	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
11	<p>河川改修、堆積土砂の撤去等による洪水氾濫を未然に防ぐ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通水を阻害する堆積土砂や立木の情報を河川管理者と共有し、計画的に撤去等を実施 	圏域	継続	島根県 出雲市
12	<p>排水施設、排水資機材等の情報を共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防計画や関係機関との連絡調整会議等により、排水施設や排水資機材等の情報を共有 	圏域	継続	中国地整 島根県 出雲市
13	<p>市庁舎等の災害拠点施設の自衛水防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域内の庁舎や災害拠点病院等に対し、情報伝達体制や方法の情報共有 ・浸水想定区域内の市庁舎の機能確保に必要な耐水化、非常用電源等の対策を実施 	圏域	継続	島根県 出雲市

■ 他機関との多角的な連携

	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
14	<p>他機関と多角的に連携し、地域を挙げて防災意識の向上を図る</p> <p>・協議会の内外問わず、他機関と広く連携した取り組みを推進し、相互に認識を共有のうえ地域防災力の向上を図る。</p>	圏域	継続	気象台

5. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととします。

今後、取組方針に基づき連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行います。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととします。